

相続の民法見直し②遺言の保管制度

高齢化社会の時代の変化に対応するため、民法の相続の仕組みが1980年以来、約40年ぶりに見直されることになりました。今回は配偶者居住権の創設についてお話ししましたが、今回はその他の2つの改正について触れたいと思います。

遺言の保管制度

今回の改正の2つ目の柱が、遺言の保管制度の創設です。これは生前に自分で書く自筆証書遺言を、公的機関である全国の法務局で保管できるようにします。自筆証書遺言は、これまでは自宅で保管するか弁護士や金融機関に預けてきましたが、被相続人の死後に遺言の所在が分からなくなる恐れがありました。

自筆証書遺言も法務局に預ければ、相続人が遺言があるかを調べやすくなります。また遺言を巡るトラブルを防ぐこととなります。家庭裁判所で相続人が立ち会って内容確認する「検認」も不要にします。1人で手軽に書ける利点がある自筆証書遺言で改ざんや紛失を防ぎ、利便性も高めることが狙いです。また財産の一覧を示す財産目録は自筆ではなくパソコンで作成できるようにもします。

改正点をまとめますと、以下のとおりです。

自筆証書遺言の保管制度

現行		改正案
保管		
自宅で保管するか、弁護士などに預ける	➡	全国の法務局で保管可能に。遺言があるかを調べやすくなる。
開封手続き		
家庭裁判所で相続人が立ち会う「検認」が必要	➡	検認が不要に
財産目録		
財産の一覧を示す財産目録も自筆(手書き)	➡	財産目録はパソコンで作成可能に

介護・看病に報いる制度

亡くなった夫に対して、息子の妻が献身的に介護をしていた場合、息子の妻は遺産を得られるでしょうか。現行法では、息子の妻に遺産を受け取る権利はありません。今回の改正では、被相続人への長年の介護や看病といった貢献に報い、被相続人の親族で相続の対象にならない人でも、一定の要件を満たせば相続人に金銭を請求できるようになります。

被相続人の親族で相続の権利がない人でも、介護などの貢献分を相続人に金銭請求できるようにします。前例のような息子の妻が義父の介護で尽力した場合がそれにあたります。一方、親族ではない家政婦などは対象外となります。